

さいたま市都市計画審議会高度地区委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市都市計画審議会条例（平成13年さいたま市条例第240号。以下「条例」という。）第6条に規定する常務委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(常務委員会の設置)

第2条 条例第6条の規定に基づき、さいたま市都市計画審議会（以下「審議会」という。）にさいたま市都市計画審議会高度地区委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市都市計画高度地区（平成25年8月1日告示第1057号）（以下「高度地区」という）の規定による建築物の高さの最高限度の特例の許可に関して同意すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、高度地区に関する事項について、審議会の委任により、調査し、および審議し、回答すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、審議会会長並びに条例第2条第2項の規定により任命された委員により、おおむね7人程度をもって組織する。

- 2 委員会の委員は、都市計画、建築、景観、法律等に優れた経験と知識を有する者により組織する。

(委員会の委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は審議会の委員の任期とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、審議会会長がその任を担う。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（一部改正〔平成28年〕）

(報告)

第7条 委員会は、第3条第1号に規定する同意及び第2号に規定する回答をしたときは、その内容、審議の経過等について、審議会に報告しなければならない。

(意見聴取等)

第8条 さいたま市都市計画審議会条例施行規則（平成13年5月1日規則第195号）第7条の規定は、委員会について準用する。

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月6日から施行する。